

令和6年度 白石町職員採用追加試験案内

【概要】

- 第一次試験 令和7年 1月19日（日）
- 第二次試験 令和7年 2月 9日（日）※第一次試験合格者のみ受験
- 試験会場 白石町役場
- 受付期間 令和6年12月2日（月）～12月27日（金）※土・日、祝日は除く
- 【持参申込】 受付時間は、8時30分～17時15分
- 【郵送申込】 12月27日（金）の消印があるものまでを受け付けます。
- 問い合わせ 白石町役場 総務課 職員係 （TEL 0952-84-7111）

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
一般事務	若干名	各部局において一般事務に従事します。
一般事務 (社会人経験者)	若干名	各部局において一般事務に従事します。

2 受験資格

試験区分	要件
一般事務	<ul style="list-style-type: none">・平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人で、原則として採用後に白石町内に居住することができる人
一般事務 (社会人経験者)	<ul style="list-style-type: none">・昭和59年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で、原則として採用後に白石町内に居住することができる人・民間企業等（官公庁を含む。）での職務経験が令和6年11月末日現在で通算して3年以上ある人 （注）「職務経験」には会社員等として6ヶ月以上継続して就業していた期間が該当します。 「職務経験」にはフルタイムの正規社員等又は当該事業所におけるフルタイムの正規社員と週当たりの勤務時間が同じ勤務形態で就業していることが該当します。（アルバイト、パートタイムの期間は除く。） また、職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一つのみの職歴に限ります。 なお、休業（傷病等による休暇休職、介護休業等）で、実際に職務に従事しなかった期間が連続して30日以上ある場合は、その全期間を職務経験から除きます。 ただし、産前産後休暇及び育児休業、勤務先の都合による休業は、職務経験に含みます。

学歴は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 本町の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和7年1月19日（日曜日） 午前9時00分 集合

イ 試験会場

佐賀県杵島郡白石町大字福田1247番地1 白石町役場

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分 共通	職務能力試験	60分 9:30～10:30	基礎的な内容についての4肢択一式60題の筆記試験(出題予定分野は別表のとおり) ※特別な対策や勉強は不要です。
	作文試験	60分 10:55～11:55	思考力、論理性及び文章による表現力等を総合的に判断する筆記試験(作文のテーマは、当日発表)
	事務能力検査	50分 13:10～14:00	職務遂行に必要な事務能力についてのマークシートの択一式による検査
	適正検査	35分 14:25～15:00	職員として必要な適性等を測定するマークシートの択一式による検査

別表 出題予定分野一覧表

【職務能力試験】

試験区分	出題予定分野一覧
全試験区分 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・倫理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な問題 ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の問題では、公的部門の職員として必要な基礎知識(社会常識や義務教育の中で学んだこと)やニュース等で報道された内容が出題されます。 ※特別な対策や勉強は不要です。

エ 第一次合格者発表

令和7年1月下旬(予定)に、合格者を本町役場に掲示等するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和7年2月9日（日曜日）に実施します。時間及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
全試験区分 共通	面接	15分～ 20分	職員として適する人物かどうかを評価する個別面接

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和7年2月中旬（予定）に本町役場に掲示等するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和7年4月1日から原則として1年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

5 給与・福利厚生等

初任給は、現在、高等学校新卒者で166,700円（行政職1級5号給）、大学新卒者で187,800円（行政職1級21号給）ですが、給与改定により変更する場合があります。

この他に職員の給与に関する条例及び同規則の定めるところにより、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

なお、初任給は、採用者の経歴等を勘案のうえ決定されます。民間企業等で職務経験がある場合は、上記条例等の定めるところにより、前歴換算、修学年数調整等を行い決定します。

また、福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は本町役場で交付するほか、本町ホームページよりダウンロードできます。

郵便請求の場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長型3号）を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続

申込書に必要事項を記入し、写真欄に令和6年9月以降に撮影した本人の写真を貼って、本町役場総務課職員係に提出してください。

(3) 受付期間

令和6年12月2日（月曜日）から令和6年12月27日（金曜日）までの期間中、土曜日・日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受け付けます。

※郵送による場合は、令和6年12月27日（金曜日）までの消印のあるもの限り受け付けます。

7 問い合わせ先

白石町役場 総務課 職員係（庁舎2階）

郵便番号 849-1192

住 所 杵島郡白石町大字福田1247番地1

電話番号 0952-84-7111（直通）